

# 小諸市コミュニティバス運行事業に係る 基本的な考え方

令和3年2月

小諸市

## はじめに

小諸市が道路運送法に基づき実施するコミュニティバス※<sup>1</sup>運行事業（以下「コミュニティバス運行事業」と言う。）について、持続可能な運営に向け、運行事業の改善および利用促進を計画的に進めていくため、令和3年度からの運行の方向性を示す、「小諸市コミュニティバス運行事業に係る基本的な考え方」を定めるものです。

※1 コミュニティバスとは、公共交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村が主体的に計画し、道路運送法に基づき運行される、公共交通を指します。小諸市では、道路運送法第4条による許可を受けた一般乗合旅客自動車運送業者が運行しています。

## 1 現在の運行事業

### 1) 事業概要

コミュニティバス運行事業は、高齢化社会の進展に対応するため、平成28年度から、それまでの市内11路線での定時定路線バスから、自宅と目的地とを結ぶデマンドタクシー「こもろ愛のりくん」を中心とした運行へと変更を行いました。なお、現在の運行事業の概要は表1のとおりです。



【図1】こもろ愛のりくん運行区域図

【表1】コミュニティバス運行事業の概要

名 称	こもろ愛のりくん	愛のりすみれ号
種 類	デマンドタクシーによる区域運行（道路運送法規則第3条の3第3項）	路線バスによる路線定期運行（道路運送法規則第3条の3第1項）
車 両	10人乗りワゴン車等7台	こもろ愛のりくん車両を使用 ただし、御牧ヶ原線は市有29人乗りマイクロバスを使用
運行日時	月曜日から土曜日まで 9時便から16時便までの30分 間隔での運行 ただし、日、祝日を除く	月曜日から金曜日までの7時便 （朝便）、16時便・17時便（夕 方便） ただし、土日、祝日を除く
運行箇所	① 市内全域（市内を共通エリ アとその他5エリアに区域 分け） ② 自宅から目的地までの運行	市内6路線（こもろ愛のりくん 車両で運行できる範囲）
料 金	1回300円 ただし、小中学生および障がい者手 帳等をお持ちの方100円	1回200円（市外区間300円） ただし、小中学生および障がい者手 帳等をお持ちの方100円
その他	① 電話による予約 ② コールセンターによる運行 管理	

## 2) 成果と課題

「こもろ愛のりくん」等の導入に係る成果と課題は、次の各号のとおりです。なお、運行実績の詳細は、別冊となる、各年度の「こもろ愛のりくん・愛のりすみれ号運行実績」のとおりです。

- ① 「こもろ愛のりくん」は、平成28年度の利用者45,000人ほどに対して、平成30年度の利用者は58,000人ほどまで増加し、年間の実利用者1,500人ほど、1週間に1回以上利用する者が700人ほどなど、高齢者の方を中心に利用が広がっています。
- ② 一方、「こもろ愛のりくん」利用者の方からは、9時の運行開始時間の早朝への拡大を要望する意見が多く、また、午前中の時間帯へ利用が集中することで、応援便を出す対応の増加や運行管理事務のはん雑化が起これ、事業費の増大が続いています。

- ③ 「愛のりすみれ号」は、平成 28 年度の利用者 20,000 人ほどから、平成 30 年度には 17,000 人ほどへ減少しており、特に通勤通学者の利用の減少により、当初の 7 路線・34 便のうち、1 路線・14 便<sup>※2</sup>が休止するなど、利用者の減少により、路線の維持が困難な状況となっています。

※2 令和 2 年 10 月 1 日現在の路線数

## 2 運行変更に向けた取り組み

ニーズや課題に対応した、コミュニティバス運行事業への変更に向け、令和 2 年 10 月に「市コミュニティバス「こもろ愛のりくん」および「愛のりすみれ号」の今後の方向性について（案）」を公表するとともに、市民の皆さまからの意見募集を行いました。なお、意見募集の結果と市の考え方は、令和 3 年 1 月に公表した、別冊となる「こもろ愛のりくん・愛のりすみれ号の令和 3 年度予定の運行変更への意見と市の考え方 一覧表」のとおりです。

また、意見募集と併せて、関係事業者とも、改善と利用促進について協議を進めてまいりました。

## 3 今後の運行事業の方向性

### 1) 地域公共交通による移動支援の方向性

地域公共交通<sup>※3</sup>が抱える社会的な課題として、利用者の減少による公共交通の利便性や事業採算性の低下、人手不足等の深刻化が挙げられ、利用状況やニーズに応じて、重点に配慮した公共交通の確保の取り組みが必要です。

小諸市における地域公共交通による移動支援の方向性について、利用状況やニーズの点から、高齢の方および障がいをお持ちの方には、コミュニティバスの運行等による市内での移動支援を中心に行い、通勤・通学される方には、鉄道・地域幹線バス事業者との連携・支援による広域的な移動の確保を中心に行い、観光・交流される方には、市内の移動において、コミュニティバスの試験的な活用を検討します。

また、将来的に向けては、情報通信技術を活用した新しいサービス（キャッシュレス決済、スマートフォンでの予約、目的地となる施設の情報提供など）の導入を検討し、付加価値の高い運行を目指します。

※3 地域公共交通とは、市コミュニティバスを含めた、小諸市内で運行される鉄道、バスおよびタクシーなど様々な公共交通を総称したものを指します。

## 2) コミュニティバス運行事業の方向性

コミュニティバス運行事業の方向性として、ニーズに対応した利便性の向上を図るとともに、事業の持続性を保つための効率化を進めます。

そこで、ニーズの高い「こもろ愛のりくん」の運行を拡大することとし、福祉・商業複合施設「こもテラス」への「こもろ愛のりくん」コールセンターの移転に併せて、令和3年8月から、次の表のとおり変更を予定します。

そして、「こもろ愛のりくん」の運行拡大に伴い、「愛のりすみれ号」を全路線休止するとともに、利用が集中する乗降場所を定期路線型でつなぐ「(仮称)市内巡回線」の実証運行により、「こもろ愛のりくん」の運行を支援し、詳細な利用ニーズの把握や効率的な運行方法の研究など、将来の運行に活用するデータをまとめます。

また、高齢の方を中心とした外出機会の創出や交通安全などにつながる、「こもろ愛のりくん」の利用浸透策<sup>※4</sup>を検討・実施します。

※4 公共施設割引券とのセット乗車券の販売や複数回試乗できる乗車券の配布など

【表2】令和3年8月からのコミュニティバス運行事業の概要

名 称	こもろ愛のりくん	(仮称) 市内巡回線
種 類	デマンドタクシーによる区域運行 (道路運送法規則第3条の3第3項)	定期路線型の実証運行 (道路運送法第21条)
車 両	10人乗りワゴン車等7台 なお、7人乗りハイブリット車両も試験導入	市有29人乗りマイクロバス1台
運行日時	① 月曜日から金曜日までの8時便から16時便までの30分間隔の運行 ② 土曜日の9時便から14時便までの30分間隔での運行 ただし、日、祝日を除く	月曜日から金曜日までの概ね7時便から16時便まで ただし、千曲小学校休校日を除く
運行箇所	① 市内全域 (市内を共通エリアとその他5エリアに区域分け) ② 自宅から目的地までの運行	① 千曲小学校の川辺地区遠距離通学範囲 (朝1便、夕方2便) の定時定路線 ② 小諸駅から小諸高源病院までの定時定路線 など、マイクロバス1台により「こもろ愛のりくん」運行を

		支援できる範囲
料 金	1回 300 円 ただし、小中学生および障がい者手帳等をお持ちの方 100 円	1回 100 円
その他	① 電話による予約（当日予約は9時便から開始） ② コールセンターによる運行管理 ③ 利用浸透策に応じた乗車券を、令和3年10月を目途に準備する。	実証運行の詳細は、令和3年6月に公表予定

#### 4 事業管理に係る考え方

コミュニティバス運行事業の管理にあたって、利便性と効率性の両立に配慮した運行が行われていること、利用の浸透が図られていることなどを、都度評価を行いながら、改善します。

そのため、評価に必要なとなる指標を次の表のとおり設定します。

【表3】市コミュニティバス運行事業に係る目標指標

項目	評価の概要	現状値	目標指標
1 年間利用者数	利便性の向上により、利用の浸透が図られ、利用者が増加している状態を、年間利用者数で評価する。	54,145 人 ／年（令和元年度）	60,000 人／ 年（令和5年度までに）
2 運行事業費の収支比率	利便性の向上による利用者の増加と効率化による事業費の抑制により、利便性と効率性が両立されている状態を運行事業費の収支比率にて評価する。	13%（令和元年度）	25% （令和5年度までに）

#### 5 地域公共交通の包括的な計画の策定について

「こもろ愛のりくん」等の導入を計画的に進めるため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域公共交通活性化・再生法」という。）」に基づき、平成28年度に「小諸市地域公共交通網形成計画（以下「市網形成

計画」という。))」を策定しました。市網形成計画は、市コミュニティバス運行事業に特化した計画であり、計画期間は平成28年度から令和2年度までの5ヵ年となっています。

令和2年11月の地域公共交通活性化・再生法改正により、「地域公共交通網形成計画」制度は、「地域公共交通計画」制度へ移行し、コミュニティバス運行事業のほか、市内で運行される公共交通やその他の交通など、多様な交通手段の包括的な計画の策定に努めることとなりました。

そこで、「こもろ愛のりくん」等の導入が完了したことから、市網形成計画の更新はおこなわず、今後、多様な交通手段が連携した新たな運行事業を計画的に進める際に、地域公共交通計画を策定することとします。